

# 佐野市の中心市街地に遊びに来ませんか？

～お越しの際は市営駐車場をご利用ください～

市ではさまざまな催しを通し、中心市街地の活性化に取り組んでいます。

現在、イルミネーションを点灯中！佐野駅前に、ぜひ遊びに来てください。

## 毎週第3土曜日開催「ばるぼーとマルシェ」

佐野駅前交流プラザ「ばるぼーと」では、毎月第3土曜日におしゃれな朝市『ばるぼーとマルシェ』を開催しています。【12月マルシェ】▶日時＝12月17日(土)午前9時～午後2時

※「佐野駅前寄席」を同日午後2時から開催(事前にお申し込みください)

■申込・問合せ＝佐野駅前交流プラザ「ばるぼーと」☎(27)0005



## FANTASTIC ILLUMINATION in SANO 2016

夜の佐野駅前がイルミネーションで明るく照らされ、道行く人々を楽しませてくれます。【点灯期間】2月28日(火)まで

■問合せ＝佐野駅前交流プラザ「ばるぼーと」☎(27)0005

## さのまるの情報発信基地「さのまるの家」

市役所南にあるさのまるグッズがいっぱいの「さのまるの家」。ファンが集える場所としてイベントなども行っています。もちろんさのまるも毎週末、登場しています。

【営業時間】午前10時～午後5時

【定休日】なし(不定休)

※さのまる出演のスケジュールは、公式ホームページをご確認ください <http://sanomaru225.com>

■問合せ＝さのまるの家☎(20)3055



## 続々出店。空き店舗活用にぎわい創出事業

中心市街地の空き店舗を利用して現在は28店舗が営業中。雑貨などの小売店や、飲食店など、さまざまなお店が出店しています。詳しくは、佐野市または「佐野市まちなか活性化推進協議会」のホームページをご覧ください (<http://www.city.sano.lg.jp/sano-machinaka/>)。■問合せ＝都市計画課☎(20)3100



## ご利用ください。中心市街地の駐車場

佐野駅前に車でお越しの際は、市営万町・高砂町駐車場(2時間無料)、駅北駐車場(3時間無料)をご利用ください。

また、市役所南の市民広場駐車場を月曜日～木曜日の午後5時30分～午後10時、金曜日の午後5時30分～月曜日の午前8時の間、一般開放しています(開放時間以外は利用できません)。なお、12月28日(水)午後5時30分～4日(水)午前8時までは一般開放します。

※市民広場駐車場は、開放時間以外は市役所をご利用する方の駐車場です



## 12月3日から9日までの期間は「障がい者週間」です

障がい者週間とは、市民の皆さんに広く障がいのある人の福祉について関心と理解を深めていただき、障がいのある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

例えば点字ブロック(視覚障がい者誘導用ブロック)に自転車や物を置かないなど、身近なこと・できることから、障がいのある方にも住みやすいまちづくりを始めましょう。

### 障害者差別解消法について

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されました。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

#### ○不当な差別的取扱いの禁止とは

官公庁と事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

#### ○合理的配慮の提供とは

障がいのある人は、社会の中にある障壁によって生活しづらい場合があります。官公庁や事業者に対して、障がいのある人や家族等から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で対応することを求めています。(事業者に対しては、努力義務となっています。)

※市ホームページの障がい福祉課のページに「障がいのある方を理解するためのガイドブック」を掲載しています。

### 障がい者虐待防止について

障がい者の権利や利益の擁護を目的とした虐待は禁止されています。市では、障がい者の虐待防止に関する相談に応じています。養護者による虐待・施設従事者等による虐待・使用者による虐待など虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、虐待通報義務があります。

### 地域生活支援拠点について

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ間なく提供できる仕組みづくりを目的としています。

市では、国の地域生活支援拠点等整備モデル事業を実施し、国の示す地域生活支援拠点に求められる5つの機能(相談、緊急時の対応、体験、専門性、地域の体制づくり)に加えて、予防支援の6つの機能のあり方の方向性を示しました。

相談	24時間365日相談できる緊急連絡体制が整っている
緊急時の対応	緊急時受け入れや対応できる災害時にも対応できる
体験	自宅での生活継続、ひとり暮らしやグループホーム入居の体験ができる
専門性	さまざまな障害に対応できる人材の確保、養成、連携ができる
地域の体制づくり	拠点にはコーディネーターが配置され、緊急時をはじめ、さまざまなニーズに対応できるサービスの提供や体制整備を行う
予防支援	早期から地域が連携し、継続した支援を行い、成人期につなげる(二次障がいの予防)

市内の福祉事業者である社会福祉法人とちのみ会の整備している多機能拠点の施設(平成29年度予定)に加え、社会福祉法人ブローニュの森、社会福祉法人愛光園、社会福祉法人佐野市社会福祉協議会などの各事業所間の連携に加え、医療機関などの他業種との連携も図りながら、地域全体で障がいのある人を支える仕組みを構築していきます。

■問合せ＝障がい福祉課 ☎(20)3025・FAX(24)2708

